

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当該日は、
休日がと
る翌日)

て重要なことにかんがみ、環境影響評価に関する手続その他所要の事項を定めることにより、環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われ、事業の実施に当たり環境の保全について適切な配慮がなされることを確保し、もつて県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とした。

二 定義(第二条関係)

- この条例において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む)。並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいうこととした。
- この条例において「事後調査」とは、事業に係る工事の着手後に当該事業に係る環境影響を把握するために行う調査をいうこととした。
- この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる地域をいうこととした。
 - 自然公園法の規定により指定された国立公園又は国定公園
 - 鳥取県立自然公園条例の規定により指定された特別地域
 - 鳥取県自然環境保全条例の規定により指定された県自然環境保全地域
 - 鳥獣保護及狩獵二関スル法律の規定により指定された特別保護地区
 - (一)から(四)までに掲げるもののほか、これらに準ずるものとして4の(一)に掲げる事業の種類ごとに規則で定める地域

- この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たり環境影響評価及び事後調査を行うことが環境の保全上極め
- ただし、環境影響評価法の対象事業を除くこととした。

公布された条例のあらまし

◇鳥取県環境影響評価条例(環境政策課)

◎条 例

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例(景観自然課)

職員の給与に関する条例(職員課)

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選舉運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例(市町村振興課)

目 次

次

- (一) 次に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であつて、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの
- イ 道路の新設及び改築の事業
ロ ダム、堰、湖沼水位調節施設及び放水路の新築及び改築の事業
 - ハ 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業
 - 二 飛行場の設置及び変更の事業
 - ホ 発電所の設置及び変更の事業
 - ヘ 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業（規則で定めるものに限る。）
 - ト 公有水面の埋立て及び干拓の事業
 - チ 土地区画整理事業
 - リ 流通業務団地造成事業
 - ヌ 工場用地、住宅用地その他の宅地の造成の事業（チ又はリに該当するものを除く。）
 - ル 畜産業に必要な施設の設置及び変更の事業（規則で定めるものに限る。）
 - ヲ 第一種特定工作物の設置及び変更の事業
 - ワ 岩石及び砂利の採取の事業（河川区域内の事業を除く。）
 - カ 製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給業又は熱供給業に必要な工場及びその附属施設の設置及び変更の事業
 - ヨ へからワまでに掲げる二以上の事業の種類を併せて行う事業
 - タ イからヨまでに掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業
 - (二) 特別地域において行われる(一)のイからタまでに掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であつて、(一)の事業に準ずる規模を有するものとして規則で定めるもの
- この条例において「事業者」とは、対象事業を実施する者（委託に係る対

象事業にあつては、その委託をする者）をいうこととした。

三 県等の責務（第三条関係）

県、市町村、事業者及び県民その他の関係者は、環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようそれぞれの立場で努めなければならないこととした。

第二 技術指針（第四条関係）

1 知事は、事業者が行う環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適正に実施されるようにするため、環境の特性等を考慮して、環境影響評価及び事後調査に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）を策定するものとすることとした。

2 知事は、技術指針について、常に最新の科学的知見に基づき、必要な改定を行うものとすることとした。

3 知事は、技術指針を策定し、又は改定しようとするとときは、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとすることとした。

4 知事は、技術指針を策定し、又は改定したときは、これを公表することとした。

第三 準備書の作成前の手続

一 方法書の作成（第五条関係）

事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならないこととした。

- 一 事業者の氏名及び住所等
- 二 対象事業の目的及び内容
- 三 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及

びその周囲の概況

(四) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

二 方法書の送付（第六条関係）

事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書を送付しなければならないこととした。

三 方法書についての公告及び縦覧（第七条関係）

事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨等を公告し、二の地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならないこととした。

四 方法書についての意見書の提出（第八条関係）

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、方法書に係る公告の日から、方法書の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができることとした。

五 方法書についての意見の概要の送付（第九条関係）

事業者は、方法書についての意見書の提出期間を経過した後、知事及び二の地域を管轄する市町村長に対し、規則で定めるところにより、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要を記載した書類を送付しなければならないこととした。

六 方法書についての知事等の意見（第十条関係）

知事は、五の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対する方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとすることとした。この場合において、知事は、期間を指定して、方法書について五の市町村長の環境の保全の見地からの意見を求め、その意見を勘案し、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聞くものとすることとした。

に、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聞くものとすることとした。

七 環境影響評価の項目等の選定（第十一条関係）

事業者は、方法書についての知事の意見を勘案するとともに、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して一の(四)に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならないこととした。

八 環境影響評価の実施（第十二条関係）

事業者は、七の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならぬこととした。

第四 準備書

一 準備書の作成（第十三条関係）

事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならないこととした。

(一) 第三の一の(一)から(三)までに掲げる事項

(二) 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

(三) 方法書についての知事の意見

(二) 及び(三)の意見についての事業者の見解

(四) 方法書についての事業者の見解

(五) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(六) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

イ 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）

ロ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行つたにもかかわらず環境影響の内

容及び程度が明らかとならなかつた項目に係るものも含む。)

ハ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至つた検討の

状況を含む。）

二 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

(七) 事後調査の内容

（八）環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行つた場合には、その者の氏名及び住所等

二 準備書の送付（第十四条関係）

事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び関係地域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類を送付しなければならないこととした。

三 準備書についての公告及び縦覧（第十五条関係）

事業者は、準備書等の送付を行つた後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨等を公告し、関係地域内において、準備書等を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならないこととした。

四 説明会の開催等（第十六条関係）

事業者は、規則で定めるところにより、準備書の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならないこととした。この場合において、事業者は、その責めに帰することができない事由等により説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要せず、他の方法により準備書の記載事項を周知せることを努めなければならないこととした。

五 準備書についての意見書の提出（第十七条関係）

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、準備書に係る公告の日から、準備書の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができ

ることとした。

六 準備書についての意見の概要等の送付（第十八条関係）

事業者は、準備書についての意見書の提出期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、規則で定めるところにより、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならないこととした。

七 準備書についての知事の意見（第十九条関係）

知事は、六の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に對し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとすることとした。この場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求め、その意見を勘案し、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聞くものとすることとした。

第五 評価書

一 評価書の作成（第二十条関係）

1 事業者は、準備書についての知事の意見を勘案するとともに、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるときは、次の（一）から（三）までに掲げる当該修正の区分に応じ当該（一）から（三）までに定める措置をとらなければならないこととした。

（一）第三の一の（二）に掲げる事項の修正 第三の一から第五までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

（二）第三の一の（一）又は第四の一の（一）から（四）まで、（七）若しくは（八）に掲げる事項の修正 3及び二から六までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

（三）（一）及び（二）に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

- 2 事業者は、1の(3)の規定による環境影響評価を行った場合には、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しなければならないこととした。
- (一) 第四の一の(1)から(8)までに掲げる事項
- (二) 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要
- (三) 準備書についての知事の意見
- (四) (二)及び(三)の意見についての事業者の見解
- 3 事業者は、1の(3)の規定による環境影響評価を行わなかつた場合には、準備書に係る環境影響評価の結果に係る2の(1)から(4)までに掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならないこととした。
- 二 評価書の送付（第二十一条関係）
- 事業者は、評価書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長に対し、評価書及びこれを要約した書類を送付しなければならないこととした。
- 三 評価書についての知事等の意見（第二十二条関係）
- 知事は、評価書等の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとすることとした。この場合において、知事は、期間を指定して、評価書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求め、その意見を勘案するとともに、必要に応じて、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聞くものとすることとした。
- 四 評価書の再検討及び補正（第二十三条関係）
- 1 事業者は、評価書についての知事の意見を勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とするときには、次の(1)から(3)までに掲げる当該修正の区分に応じ当該(1)から(3)までに定める措置をとらなければならぬこととした。

- (一) 第三の一の(2)に掲げる事項の修正 第三の一から第五までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
- (二) 第三の一の(1)、第四の一の(2)から(4)まで、(七)若しくは(八)又は一の2の(2)から(4)までに掲げる事項の修正 評価書について所要の補正をすること。
- (三) (1)及び(2)に掲げるもの以外のもの 修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。
- 2 事業者は、1の(3)の規定による環境影響評価を行つた場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、技術指針で定めるところにより評価書の補正をしなければならないこととした。
- 3 事業者は、1の(1)に該当する場合を除き、規則で定めるところにより、1の(2)又は2の規定による補正後の評価書等の送付（補正を必要としないと認めるとときは、その旨の通知）を、知事及び関係市町村長に対してしなければならないこととした。
- 五 評価書の確認等（第二十四条関係）
- 1 知事は、補正後の評価書等の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、再度意見を書面により述べることができるのこととした。
- 2 知事は、1の規定による意見を述べる必要がないと認めるときは、事業者に対し、その旨を書面により通知するものとすることとした。
- 3 1の場合において、知事は、必要に応じて、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聞くものとすることとした。
- 六 評価書の公告及び縦覧（第二十五条関係）
- 事業者は、5の2の通知を受けたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨等を公告し、関係地域内において、評価書等を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならないこととした。
- 第六 対象事業の内容の修正等（第二十六条・第二十七条関係）
- 事業者が、方法書の送付から評価書に係る公告を行つまでの間に対象事業の目的及び内容を修正しようとする場合等の手続等について所要の規定を設ける

こととした。

第七 評価書の公告及び縦覧後の手続

一 対象事業の実施の制限（第二十八条関係）

事業者は、評価書に係る公告を行うまでは、対象事業を実施してはならないこととした。

二 評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施（第二十九条関係）

事業者は、評価書に係る公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第四の一の(五)から(七)までに掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第三の一から第五まで又は第三の七から第五までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うこととした。

三 事業者の環境の保全の配慮（第三十条関係）

事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにならなければならないこととした。

四 着手の届出（第三十一条関係）

事業者は、対象事業に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事及び関係市町村長に届け出なければならぬこととした。

五 事後調査計画書の作成等（第三十二条関係）

事業者は、対象事業に係る工事に着手しようとするときは、技術指針で定めることにより、あらかじめ次に掲げる事項を記載した計画書（以下「事後調査計画書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならないこととした。

- (一) 第三の(一)から(三)までに掲げる事項
- (二) 事後調査の項目及び手法

(三) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行う場合には、その者の氏名及び住所等

六 事後調査報告書の作成等（第三十三条関係）

1 事業者は、事後調査を行ったときは、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に交付しなければならないこととした。

- (一) 第三の(一)から(三)までに掲げる事項
- (二) 事後調査の項目及び手法

二 事後調査の項目及び手法

(三) 事後調査の結果の概要及び環境影響の総合的な評価

(四) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者のから必要があると認めるときは、事業者に対し、環境の保全のための措置を講ずるよう求めることができるとした。この場合において、知事は、必要に応じて、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聞くものとした。

七 工事完了の届出（第三十四条関係）

事業者は、対象事業に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事及び関係市町村長に届け出なければならないこととした。

八 環境影響評価その他の手続の特例等（第三十五条・第三十六条関係）

相互に関連する二以上の対象事業を実施する場合、対象事業が市街地開発事業として都市計画に定められる場合等の環境影響評価その他の手続等について、所要の規定を設けることとした。

第九 環境影響評価法の対象事業等に係る手続（第三十七条～第三十九条関係）

知事が、第二種事業に係る判定についての意見を述べる場合等の手続等について、所要の規定を設けることとした。

第十 鳥取県環境影響評価審査会（第四十条～第四十八条関係）

鳥取県環境影響評価審査会を設置することとし、その組織及び運営に關し必

要な事項を定めることとした。

第十一 雜則

一 許認可等への配慮（第四十九条関係）

1 知事は、対象事業の実施に係る許認可等を行う場合には、当該許認可等に係る法令の規定に反しない限りにおいて、評価書の内容について配慮するものとすることとした。

2 知事は、対象事業の実施に係る許認可等を行う者が知事以外の者である場合には、当該許認可等を行なう者に評価書を送付するとともに、当該許認可等に係る法令の規定に反しない限りにおいて、許認可等に際し、当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとすることとした。

二 報告及び調査（第五十条関係）

知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事務所等に立ち入り、対象事業の実施状況等を調査させることができることとした。

三 助言及び公表（第五十一条関係）

1 知事は、事業者が次のいずれかに該当すると認めるとときは、当該事業者に對し、必要な措置を講ずるよう助言することができることとした。

(一) この条例の規定に違反して環境影響評価その他の手続を行わないとき。

(二) 虚偽の記載をした方針書、準備書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書を送付したとき。

(三) 第七の一の規定に違反して対象事業に係る工事に着手したとき。

(四) 第七の六の2の規定による環境の保全のための措置を講じなかつたとき。

(五) 二の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

(六) 二の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 知事は、1の規定による助言をしようとするときは、事業者に対し、弁明の機會を付与するものとすることとした。

3 知事は、1の規定による助言をした場合において、当該事業者が正当な理由がなくその助言に従わないときは、その旨及びその助言の内容を公表することができることとした。

四 その他（第五十二条～第五十五条関係）

所要の規定を設けることとした。

第十二 施行期日等

一 この条例は、平成十一年六月十二日から施行することとした。ただし、第二、第九の一部及び第十の規定は、同年四月一日から施行することとした。

二 この条例の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。

三 知事は、この条例の施行後十年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。

◇鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例

一 目的（第一条関係）

この条例は、鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする」ととした。

二 設置（第二条関係）

国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にする心をはぐくむため、鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館（以下「自然ふれあい館」という。）を八頭郡若桜町に設置することとした。

三 利用の許可（第三条関係）

自然ふれあい館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。

四 行為の制限等（第四条関係）

1 自然ふれあい館においては、次の行為をしてはならないこととした。

(一) 自然ふれあい館の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又は

そのおそれのある行為をすること。

(二) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(三) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(四) その他知事が別に定める行為

- 2 知事は、1に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然ふれあい館の利用を拒むことができることとした。

五 措置命令（第五条関係）

知事は、自然ふれあい館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命ずることができることとした。

六 利用許可の取消し（第六条関係）

知事は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができるのこととした。

- (一) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (二) 利用許可の条件に違反したとき。
- (三) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (四) その他自然ふれあい館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

七 管理の委託（第七条関係）

知事は、自然ふれあい館の管理を財団法人鳥取県観光事業団（以下「観光事業団」という。）に委託することとした。

八 利用料金（第八条関係）

自然ふれあい館の利用に当たっては、所定の料金（以下「利用料金」という。）を觀光事業団の収入として收受させることとした。

九 利用料金の減免（第九条関係）

八にかかるわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができることと

とした。

十 規則への委任（第十条関係）

この条例に定めるもののほか、自然ふれあい館の管理に関する事項は、規則で定めることとした。

十一 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一 給料表の改正

(一) 全給料表の全給料月額を引き上げることとした。（別表第一～別表第五関係）

(二) 諸手当の改正

1 初任給調整手当（第七条の三関係）

(一) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を三十一万六千四百円（現行 三十一万二千二百円）に引き上げることとした。

2 扶養手当（第八条関係）

(一) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員に対する支給月額の限度額を五万三千六百円（現行 五万三千四百円）に引き上げることとした。

3 単身赴任手当（第十条の二関係）

(一) 基礎額を月額二万三千円（現行 二万円）に引き上げることとした。

(二) 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて支給する加算額の限度額を月額四万五千円（現行 二万九千円）に引き上げることと

した。

4 宿日直手当（第十六条の二関係）

勤務一回当たりの支給限度額を次のように引き上げることとした。

| 区 | 分 | 現 行 | 改 正 後 |
|---------------------------|-----------|-----------|-------|
| 通 常 の 宿 日 直 | 三 千 八 百 円 | 四 千 円 | |
| 医 師 又 は 歯 科 医 師 の 宿 日 直 | 一 万 八 千 円 | 一 万 九 千 円 | |
| 特 殊 な 業 務 を 主 と す る 宿 日 直 | 六 千 八 百 円 | 七 千 円 | |

（午前中の勤務から引き続いて行われる宿直勤務については、これらの額に百分の百五十を乗じた額）

三 施行期日等

- この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、宿日直手当に関する改正は、平成十一年一月一日から施行することとした。
- この条例（宿日直手当に関する改正を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成十年四月一日から適用することとした。
- 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例

一 自動車の使用に関する基準額の改定

- 候補者一人当たりの上限額を一日当たり六万二百円（現行 五万七千八百円）に引き上げることとした。（第三条関係）
- 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合の基準額を一日当たり六万二百円（現行 五万七千八百円）に引き上げることとした。（第五条第一号関係）
- 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合の基準額を、自動車の借り入れ契約の場合にあつては一日当たり一万五千三百円（現行 一万五百円）に引き上げることとした。

五千円）に、燃料の購入の場合にあつては一日当たり七千三百五十円（現行

七千二百十円）に、運転手の雇用に関する契約の場合にあつては一日当たり一万七百円（現行 一万一千二百円）に引き上げることとした。（第五条

り一万一千七百円（現行 一万一千二百円）に引き上げることとした。（第五条

第二号関係

二 ポスター作成に関する基準額（単価）の改定

- 当該選挙区のポスター掲示場数が五百以下の場合の基準額を五百一円九十九銭（現行 四百八十九円五十銭）に当該ポスター掲示場数を乗じて得た金額に三十万三千八百七十五円（現行 二十七万二千四百三十五円）を加えた金額を当該ポスター掲示場数で除して得た金額に引き上げることとした。（第九条第一号関係）

三 施行期日等

- 当該選挙区のポスター掲示場数が五百を超える場合の基準額を二十六円二十九銭（現行 二十五円六十四銭）にその五百を超える数を乗じて得た金額に五十五万一千八百七十円（現行 五十一万七千八百八十五円）を加えた金額を当該ポスター掲示場数で除して得た金額に引き上げることとした。（第九条第二号関係）
- この条例は、公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される選挙から適用することとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

- 午前一時まで風俗営業を営むことができる日の追加（新第四条第一項関係）
- 午前一時まで風俗営業を営むことができる日として十二月二十六日から同月二十八日までの日を追加することとした。
- 午前一時まで風俗営業を営むことができる地域の指定（新第四条第三項関係）
- 接待飲食等営業、まあじやん屋及びゲームセンター等は、次に掲げる地域では、午前一時まで営業することができることとした。

(一) 鳥取市弥生町、末広温泉町、永楽温泉町、吉方温泉一丁目、栄町及び瓦町の区域のうち商業地域

(二) 米子市角盤町二丁目、角盤町三丁目、朝日町、尾高町、西倉吉町及び東倉吉町の区域のうち、国道九号、市道米子中央線、市道角盤町三丁目一号線、市道角盤町通り西線、市道尾高町通り線及び市道中町灘町橋線によつて囲まれた区域

三 性風俗特殊営業の広告制限地域の指定（新第十二条関係）

性風俗特殊営業の広告又は宣伝を制限する地域は、当該営業の禁止地域とすることとした。

四 その他

所要の規定の整備をすることとした。

五 施行期日等

1 この条例中一は公布の日から、その他の規定は平成十一年四月一日から施行することとした。

2 鳥取県公衆浴場基準条例及び鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例について、所要の改正を行うこととした。

条 例

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たり環境影響評価及び事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価に関する手続その他所要の事項を定めることにより、環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われ、事業の実施に当たり環境の保全について適切な配慮がなされることを確保し、もつて県民の健康で文化的な生活の

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県環境影響評価条例をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県条例第二十四号

鳥取県環境影響評価条例

目次

第一章 総則（第一条—第二条）

第二章 技術指針（第四条）

第三章 準備書の作成前の手続

第一節 方法書の作成等（第五条—第十条）

第二節 環境影響評価の実施等（第十一条・第十二条）

第四章 準備書（第十三条—第十九条）

第五章 評価書

第一節 評価書の作成等（第二十条—第二十二条）

第二節 評価書の補正等（第二十三条—第二十五条）

第六章 対象事業の内容の修正等（第二十六条・第二十七条）

第七章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第二十八条—第三十四条）

第八章 環境影響評価その他の手続に関する特例等（第三十五条・第三十六条）

第九章 法の対象事業等に係る手続（第二十七条—第二十九条）

第十章 鳥取県環境影響評価審査会（第四十条—第四十八条）

第十一章 雜則（第四十九条—第五十五条）

の確保に資することを目的とする。

(定義)

第一条 この条例において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴つて生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この条例において「事後調査」とは、事業に係る工事の着手後に当該事業に係る環境影響を把握するために行う調査をいう。

3 この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる地域をいう。

- 1 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十条第一項の規定により指定された国立公園又は同条第二項の規定により指定された国定公園
- 2 鳥取県立自然公園条例（昭和三十八年三月鳥取県条例第二号）第十二条第一項の規定により指定された特別地域
- 3 鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十三条の規定により指定された県自然環境保全地域
- 4 鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第三項の規定により指定された特別保護地区
- 5 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして別表に掲げる事業の種類ごとに規則で定める地域

- 4 この条例において「対象事業」とは、次に掲げる事業をいう。ただし、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第一条第四項に規定する対象

事業を除く。

一 別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であつて、規模が大きく

環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの

二 特別地域において行われる別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であつて、前号の事業に準ずる規模を有するものとして規則で定めるもの

- 5 この条例において「事業者」とは、対象事業を実施する者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をする者）をいう。

(県等の責務)

第三条 県、市町村、事業者及び県民その他の関係者は、環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することで他の環境の保全についての配慮が適正になさるようになり立場で努めなければならない。

第二章 技術指針

(技術指針)

第四条 知事は、事業者の行う環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適正に実施されるようにするため、環境の特性等を考慮して、環境影響評価及び事後調査に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、技術指針について、常に最新の科学的知見に基づき、必要な改定を行うものとする。
- 3 知事は、技術指針を策定し、又は改定しようとするときは、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聞くものとする。
- 4 知事は、技術指針を策定し、又は改定したときは、これを公表するものとする。

第三章 準備書の作成前の手続

第一節 方法書の作成等

- 第五条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行なう方法（調査、予測及び評価に係

るものに限る。)について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の目的及び内容

三 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況

四 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)

(方法書の送付)

第六条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書を送付しなければならない。

(方法書についての公告及び縦覧)

第七条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、前条に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

(方法書についての意見書の提出)

第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日か

ら、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見の概要の送付)

第九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び第六条に規定する地域を管轄する市町村長に対し、規則で定めるところにより、同項の規定により述べられた

意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

(方法書についての知事等の意見)

第十条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2

前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3

第一項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聽くものとする。

第二節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第十二条 事業者は、前条第一項の意見を勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第四号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第十三条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第四章 準備書

(準備書の作成)

第十四条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

一 第五条第一号から第三号までに掲げる事項

二 第八条第一項の意見の概要

三 第十条第一項の知事の意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

六 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

イ 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）

ロ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行つたにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかつた項目に係るものと含む。）

ハ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至つた検討の状況を含む。）

二 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

七 事後調査の内容

八 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行つた場合には、その者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）（準備書の送付）

第十四条 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び関係地域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条及び第十六条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（準備書についての公告及び縦覧）

第十五条 事業者は、前条の規定による送付を行つた後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。（説明会の開催等）

第十六条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、説明会を開催する旨その他規則で定める事項を、説明会の開催予定の日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により準備書の記載事項を周知させるよう努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。（準備書についての意見書の提出）

第十七条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十五条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。（準備書についての意見の概要等の送付）

第十八条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、規則で定めるところにより、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。（準備書についての知事の意見）

第十九条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

第五章 評価書

第一節 評価書の作成等

(評価書の作成)

第二十条 事業者は、前条第一項の意見を勘案するとともに、第十七条第一項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五条第二号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 同条から第二十五条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二 第五条第一号又は第十三条第二号から第四号まで、第七号若しくは第八号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 第三項及び次条から第二十五条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

三 前二号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。
2 事業者は、前項第二号の規定による環境影響評価を行った場合には、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しなければならない。

一 第十三条各号に掲げる事項

二 第十七条第一項の意見の概要

三 第十九条第一項の知事の意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

3 事業者は、第一項第三号の規定による環境影響評価を行わなかつた場合（同項第一

号に該当する場合を除く。）には、準備書に係る環境影響評価の結果に係る前項各号に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

(評価書の送付)

第二十一条 事業者は、評価書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長に対し、評価書及びこれを要約した書類（第二十三条及び第二十五条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(評価書についての知事等の意見)

第二十二条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、評価書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案するとともに、必要に応じて、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聞くものとする。

第二節 評価書の補正等

(評価書の再検討及び補正)

第二十三条 事業者は、前条第一項の意見を勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五条第二号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 同条から第二十五条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二 第五条第一号、第十三条第二号から第四号まで、第七号若しくは第八号又は第二十条第二号から第四号までに掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。）

評価書について所要の補正をすること。

三 前二号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る

部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

事業者は、前項第三号の規定による環境影響評価を行つた場合には、当該環境影響

評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、技術指針で定めるところにより

評価書の補正をしなければならない。

3 事業者は、第一項第一号に該当する場合を除き、規則で定めるところにより、同項第二号又は前項の規定による補正後の評価書及び要約書の送付（補正を必要としないと認めるときは、その旨の通知）を、知事及び関係市町村長に対してもしなければならない。

(評価書の確認等)

第二十四条 知事は、前条第三項の規定による送付又は通知を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、再度意見を書面により述べることができる。

2 知事は、前項の規定による意見を述べる必要がないと認めるときは、事業者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 第一項の場合において、知事は、必要に応じて、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聞くものとする。

4 前条の規定は、知事が第一項の規定により意見を述べた場合について準用する。

(評価書の公告及び縦覧)

第二十五条 事業者は、前条第二項の通知を受けたときは、規則で定めるところにより、

評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書、要約書及び第二十二条第一項の書面（前条第一項の書面を含む。）を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

第六章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第二十六条 事業者は、第六条の規定による方法書の送付から前条の規定による公告を行つまでの間に第五条第一号に掲げる事項を修正しようとする場合（第二十条第一項又は第二十三条第一項の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第五条から前条までの規定

による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小その他規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(対象事業の廃止等)

第二十七条 事業者は、第六条の規定による方法書の送付から第二十五条の規定による

公告を行つまでの間ににおいて、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、知事並びに第六条に規定する区域を管轄する市町村長及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 対象事業を実施しないこととしたとき。

二 第五条第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなつたとき。

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行つた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となつた者が行つたものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となつた者について行われたものとみなす。

第七章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第二十八条 事業者は、第二十五条の規定による公告を行つまでは、対象事業（第二十条第一項、第二十三条第一項又は第二十六条の規定による修正があつた場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

2 事業者は、第二十五条の規定による公告を行つた後に第五条第一号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小その他の規則で定める変更に該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第一項の規定は、第二十五条の規定による公告を行つた後に第五条第一号に掲げる

事項を変更して当該事業を実施する者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 事業者は、第二十五条の規定による公告を行つた後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

この場合において、前条第二項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

（評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施）

第二十九条 事業者は、第二十五条の規定による公告を行つた後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第十三条第五号から第七号までに掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第五

条から第二十五条まで又は第十一條から第二十五条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行つたときには、

遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

3 第二十六条から前条までの規定は、第一項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公告」とあるのは、「公告（次条第一項に規定する環境影響評価その他の手続を行つた後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（事業者の環境の保全の配慮）

第三十条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

（着手の届出）

第三十一条 事業者は、対象事業に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事及び関係市町村長に届け出なければならない。

（事後調査計画書の作成等）

第三十二条 事業者は、対象事業に係る工事に着手しようとするときは、技術指針で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を記載した計画書（以下「事後調査計画書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。ただし、評価書において事後調査を実施しないこととした場合は、この限りでない。

一 第五条第一号から第三号までに掲げる事項

二 事後調査の項目及び手法

三 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行う場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（事後調査報告書の作成等）

第三十三条 事業者は、事後調査を行つたときは、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

一 第五条第一号から第三号までに掲げる事項

二 事後調査の項目及び手法

三 事後調査の結果の概要及び環境影響の総合的な評価

四 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行つた場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2 知事は、前項の規定による事後調査報告書の送付を受けた場合において、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、事業者に対し、環境の保全のための措置を講ずるよう求めることができる。

3 前項の場合において、知事は、必要に応じて、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

（工事完了の届出）

第三十四条 事業者は、対象事業に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事及び関係市町村長に届け出なければならない。

(手続の併合等)

第三十五条 相互に関連する二以上の対象事業を実施する場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて環境影響評価その他の手続を行うことができる。

- 2 二以上の事業者が一の対象事業又は相互に関連する二以上の対象事業を実施する場合において、当該事業者のうちから代表者を定めたときは、その代表者が、当該対象事業について、環境影響評価その他の手続を行うものとする。
- (都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第三十六条 対象事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における環境影響評価その他の手続に関して必要な特例については、規則で定める。

第九章 法の対象事業等に係る手続

(第二種事業に係る判定についての意見)

第三十七条 知事は、法第四条第二項の意見を述べようとするときは、事業の種類及び規模を勘案するとともに、事業が実施される区域の環境の保全について配慮するものとする。

(法の対象事業についての意見)

第三十八条 知事は、法第十条第一項又は法第二十条第一項の意見を述べようとするときは、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

(法の対象事業の事業内容の修正の場合の手続)

第三十九条 法第三十条第一項第二号に規定する場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、法の規定により行われた環境影響評価その他の手続は、この条例の規定により行われたものとみなす。

(設置)

第十章 鳥取県環境影響評価審査会

第四十条 この条例の規定によりその権限に属する事項を調査審議させるため、鳥取県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第四十一条 審査会は、委員十五名以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第四十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残定期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第四十三条 審査会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第四十四条 審査会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四十五条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員及び議事に關係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第四十六条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 前二条の規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第四十七条 審査会の庶務は、生活環境部において処理する。

(運営に関する細則)

第四十八条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

第十一章 雜則

(許認可等への配慮)

第四十九条 知事は、対象事業の実施に係る許可、認可、承認、届出その他これらに類する行為（以下「許認可等」という。）を行う場合には、当該許認可等に係る法令の規定に反しない限りにおいて、評価書の内容について配慮するものとする。

2 知事は、対象事業の実施に係る許認可等を行う者が知事以外の者である場合（規則で定める場合に限る。）には、当該許認可等を行った者に評価書を送付するとともに、当該許認可等に係る法令の規定に反しない限りにおいて、許認可等に際し、当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

(報告及び調査)

第五十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事務所、対象事業が実施される土地その他の場所に立ち入り、対象事業の実施状況等を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(勧告及び公表)

第五十一条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 この条例の規定に違反して環境影響評価その他の手続を行わないとき。

二 虚偽の記載をした方法書、準備書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書を送付したとき。

三 第二十八条第一項（同条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して対象事業に係る工事に着手したとき。

四 第三十三条第二項の規定による環境の保全のための措置を講じなかつたとき。

五 前条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

六 前条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、事業者に対し、鳥取県行政手続条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十四号）第三章第三節の規定の例により、弁明の機会を付与するものとする。

3 知事は、第一項の規定による勧告をした場合において、当該事業者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。（隣接県の知事との協議）

第五十二条 知事は、第六条に規定する地域又は関係地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、環境影響評価その他の手続に關して、当該地域を管轄する知事と協議するものとする。この場合においては、第十条第二項、第十九条第二項及び第二十二条第二項中「市町村長」とあるのは、「市町村長（本県の区域に属しない地域を管轄する市町村長を除く。）」とする。

(市町村との関係)

第五十三条 市町村の環境影響評価に関する条例の内容が、この条例と同等以上の効果が期待できるものであると知事が認める場合であつて、当該市町村の条例により環境影響評価その他の手続が行われるときは、当該環境影響評価その他の手続は、この条例の規定により行われた環境影響評価その他の手続とみなす。

2 前項の場合において、関係地域に当該市町村以外の区域が含まれているときは、当該市町村長は、環境影響評価その他の手続に關して、知事と協議しなければならない。

(適用除外)

第五十四条 この条例の規定は、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壤の汚染については、適用しない。

2 第三章から第八章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業

三 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業

四 その他災害防止のために緊急に実施する必要があると知事が認める事業

(委任)

第五十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十一年六月十二日から施行する。ただし、第四条、第三十八条及び第四十条から第四十八条までの規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例の施行の日前に鳥取県環境影響評価実施要綱（平成三年十一月鳥取県告示第八百六号。以下「要綱」という。）第六条の規定による公告を行つた事業については、第三章から第八章までの規定は、適用しない。

2 前項に規定する事業を実施する者は、当該事業について、要綱の定めるところに従つて、引き続き環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

第三条 この条例の施行により新たに対象事業となる事業のうち、当該対象事業の実施に係る許認可等の申請その他の行為で規則で定めるものがなされているものについて

は、第三章から第八章までの規定は、適用しない。

2 前項に規定する対象事業を実施する者は、同項の規定にかかわらず、当該対象事業について、第五条から第二十五条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

3 第二十六条から第二十八条まで及び第二十九条第二項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これららの規定中「事業者」とあるのは、「附則第三条第一項に規定する対象事業を実施する者」と読み替えるものとする。

(検討)

第四条 知事は、この条例の施行後十年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第二条関係）

- | | |
|--|---|
| 一 道路の新設及び改築の事業 | 二 ダム、堰 ^{せき} 、湖沼水位調節施設及び放水路の新築及び改築の事業 |
| 三 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業 | 四 飛行場の設置及び変更の事業 |
| 五 発電所の設置及び変更の事業 | 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設並びにその構造及び規模の変更の事業（規則で定めるものに限る。） |
| 七 公有水面の埋立て及び干拓の事業 | 八 土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第一条第一項に規定する土地区画整理事業 |
| 九 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第二百十号）第二条第一項に規定する流通業務団地造成事業 | 十 工場用地、住宅用地その他の宅地の造成の事業（前二号に該当するものを除く。） |
| 十一 農業に必要な施設の設置及び変更の事業（規則で定めるものに限る。） | |

十二 都市計画法第四条第十一項に規定する第二種特定工作物の設置及び変更の事業

十三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第一条に規定する岩石及び砂利採石法（昭和四十三年法律第七十四号）第二条に規定する砂利の採取の事業（河川法

（昭和三十九年法律第六百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域内の事業を除く。）

十四 製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給業又は熱供給業に必要な工場及びその附属施設の設置及び変更の事業

十五 第六号から第十二号までに掲げる二以上の事業の種類を併せて行う事業

十六 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成十年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 昂 次

鳥取県条例第二十五号

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百四十四条の二

第一項の規定に基づき、鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設置）

第二条 国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にする心をはぐくむため、鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館（以下「自然ふれあい館」という。）を八頭郡若桜町に設置する。

（利用の許可）

第三条 自然ふれあい館を利用するようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

（行為の制限等）

第四条 自然ふれあい館においては、次の行為をしてはならない。

一 自然ふれあい館の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

二 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

四 その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対する自然ふれあい館の利用を拒むことができる。

（措置命令）

第五条 知事は、自然ふれあい館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、

第三条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

（利用許可の取消し）

第六条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

二 利用許可の条件に違反したとき。

三 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

四 その他自然ふれあい館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

（管理の委託）

第七条 知事は、自然ふれあい館の管理を財団法人鳥取県観光事業団（以下「観光事業団」という。）に委託する。

(利用料金)

第八条 自然ふれあい館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表のとおりとし、観光事業団の収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第九条 前条の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合に、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、自然ふれあい館の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第八条関係）

| 区 | 分 | 金 | 額 |
|------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|----------------------|
| 個 人 | | | |
| 団体 (二十人 以上のものに 限る。) | 児童又は中学校の生徒 高等学校の生徒、学生 又は一般人 | 一人一回につき 一人一回につき 一人一回につき | 二〇〇円 五〇〇円 四〇〇円 |
| 又は一般人 | 児童又は中学校の生徒 高等学校の生徒、学生 | 一人一回につき | 一六〇円 |

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県条例第二十六号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「三十一万一千二百円」を「三十一万六千四百円」に改め、同項第二号中「五万千四百円」を「五万千六百円」に改める。

第八条第四項中「四千円」を「五千円」に改める。

第十条の二第二項中「二万円」を「二万三千円」に、「二万九千円」を「四万五千円」に改める。

第十六条の二第一項中「三千八百円」を「四千円」に、「一万八千円」を「二万九千円」に、「六千八百円」を「七千円」に、「五千七百円」を「六千円」に、「二万七千円」を「二万八千五百円」に、「二万」百円」を「一万五百円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表（第三条関係）

| 職務 の級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 | 8 級 | 9 級 | 10 級 | 11 級 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 号 級 | 給料月額 |
| 1 | 一 | 一 | 188,500 | 223,600 | 241,600 | 262,600 | 282,500 | 304,400 | 340,300 | 380,200 | 430,100 |
| 2 | 137,300 | 174,200 | 195,600 | 231,900 | 250,800 | 271,800 | 292,000 | 314,700 | 352,700 | 392,800 | 444,800 |
| 3 | 141,700 | 181,100 | 202,900 | 240,500 | 260,100 | 281,100 | 301,800 | 325,100 | 365,100 | 405,400 | 459,500 |
| 4 | 146,300 | 188,500 | 210,200 | 249,600 | 268,900 | 290,400 | 311,800 | 335,800 | 377,200 | 418,000 | 474,300 |
| 5 | 151,600 | 194,400 | 218,300 | 258,900 | 277,700 | 299,700 | 321,800 | 346,500 | 389,100 | 430,700 | 488,800 |
| 6 | 157,500 | 199,800 | 226,400 | 267,600 | 286,500 | 309,300 | 332,000 | 357,200 | 401,000 | 443,100 | 503,200 |
| 7 | 163,600 | 205,100 | 234,400 | 276,200 | 295,300 | 318,900 | 342,200 | 367,300 | 412,900 | 455,300 | 517,500 |
| 8 | 170,000 | 210,400 | 241,900 | 284,700 | 304,000 | 328,500 | 352,200 | 377,100 | 424,900 | 466,900 | 531,800 |
| 9 | 174,600 | 215,400 | 248,600 | 293,100 | 312,700 | 338,100 | 361,900 | 386,900 | 436,800 | 478,300 | 546,100 |
| 10 | 178,300 | 219,900 | 255,100 | 301,300 | 321,200 | 347,600 | 371,400 | 396,600 | 448,000 | 489,400 | 560,400 |
| 11 | 181,400 | 224,400 | 261,500 | 309,200 | 329,500 | 357,200 | 380,800 | 406,300 | 458,200 | 499,200 | 571,800 |
| 12 | 184,200 | 228,800 | 267,300 | 316,700 | 337,200 | 366,700 | 389,900 | 416,000 | 468,000 | 508,200 | 579,200 |
| 13 | 186,900 | 233,100 | 272,900 | 324,000 | 344,900 | 376,000 | 398,700 | 425,200 | 476,000 | 515,800 | 586,300 |
| 14 | 189,100 | 236,500 | 278,100 | 331,100 | 352,300 | 385,100 | 405,900 | 433,600 | 482,800 | 522,900 | 592,500 |
| 15 | 191,200 | 239,600 | 283,300 | 337,500 | 358,200 | 392,900 | 411,800 | 439,800 | 489,500 | 527,500 | 597,300 |
| 16 | 192,800 | 242,700 | 288,000 | 343,300 | 363,300 | 398,700 | 417,000 | 445,800 | 494,200 | | |
| 17 | | 245,800 | 292,200 | 347,200 | 367,500 | 404,200 | 421,500 | 449,900 | 498,700 | | |
| 18 | | 248,700 | 295,900 | 350,700 | 371,000 | 407,900 | 425,300 | 453,900 | 503,000 | | |
| 19 | | 250,700 | 299,300 | 354,200 | 374,200 | 411,600 | 429,100 | 457,900 | | | |
| 20 | | | 301,800 | 356,600 | 377,200 | 415,200 | 432,900 | 461,700 | | | |
| 21 | | | 303,900 | 359,000 | 379,900 | 418,800 | 436,700 | 465,500 | | | |
| 22 | | | 306,000 | 361,400 | 382,600 | 422,400 | 440,400 | | | | |
| 23 | | | 308,100 | 363,800 | 385,300 | 426,000 | | | | | |
| 24 | | | 310,200 | 366,200 | 388,000 | 429,600 | | | | | |
| 25 | | | 312,300 | 368,600 | 390,700 | | | | | | |
| 26 | | | 314,300 | 370,900 | 393,500 | | | | | | |
| 27 | | | 316,300 | 373,200 | | | | | | | |
| 28 | | | 318,300 | 375,600 | | | | | | | |
| 29 | | | 320,300 | | | | | | | | |
| 30 | | | 322,300 | | | | | | | | |
| 31 | | | 324,300 | | | | | | | | |
| 32 | | | 326,300 | | | | | | | | |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表（第三条関係）

| 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 号 級 | 給料月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | — | — | — | 236,200 | 273,600 | 293,400 | 313,700 | 335,500 | 368,300 | 405,100 |
| 2 | 160,000 | 175,700 | 202,600 | 244,500 | 282,900 | 303,100 | 323,900 | 345,900 | 378,800 | 417,500 |
| 3 | 166,700 | 183,100 | 210,900 | 253,700 | 292,300 | 312,800 | 334,200 | 356,300 | 389,300 | 429,800 |
| 4 | 173,900 | 192,400 | 219,400 | 263,000 | 301,700 | 322,900 | 344,600 | 366,700 | 399,700 | 441,300 |
| 5 | 181,100 | 202,400 | 226,900 | 272,300 | 311,200 | 333,100 | 354,800 | 377,200 | 409,900 | 452,000 |
| 6 | 189,800 | 210,000 | 234,400 | 281,500 | 320,300 | 343,500 | 365,000 | 387,700 | 420,000 | 461,900 |
| 7 | 199,700 | 217,600 | 242,000 | 290,900 | 329,400 | 353,700 | 375,100 | 397,800 | 430,100 | 471,700 |
| 8 | 207,300 | 225,000 | 249,900 | 300,300 | 338,400 | 363,900 | 385,200 | 407,900 | 440,100 | 480,800 |
| 9 | 214,700 | 231,800 | 258,200 | 309,600 | 347,400 | 373,800 | 395,100 | 417,900 | 449,900 | 489,900 |
| 10 | 222,000 | 239,100 | 266,300 | 318,200 | 356,200 | 383,500 | 405,000 | 427,900 | 459,500 | 498,700 |
| 11 | 228,800 | 247,000 | 274,500 | 326,800 | 364,500 | 393,200 | 414,900 | 437,900 | 468,500 | 507,500 |
| 12 | 236,100 | 254,000 | 282,600 | 335,300 | 372,700 | 403,000 | 424,800 | 447,700 | 477,100 | 516,300 |
| 13 | 244,000 | 262,000 | 290,900 | 343,700 | 380,700 | 412,700 | 434,700 | 457,000 | 485,700 | 525,100 |
| 14 | 251,000 | 270,000 | 298,800 | 351,800 | 388,700 | 422,600 | 441,700 | 465,600 | 494,300 | 532,600 |
| 15 | 259,000 | 277,900 | 306,800 | 359,200 | 396,600 | 431,500 | 448,500 | 473,400 | 502,600 | 537,000 |
| 16 | 267,000 | 285,800 | 315,000 | 366,900 | 403,900 | 437,500 | 454,400 | 480,200 | 506,900 | |
| 17 | 274,400 | 293,100 | 323,500 | 374,900 | 411,200 | 443,500 | 459,000 | 484,500 | 511,000 | |
| 18 | 281,300 | 300,400 | 331,900 | 382,900 | 417,200 | 448,000 | 463,600 | 488,700 | 515,100 | |
| 19 | 287,800 | 307,400 | 340,000 | 390,800 | 423,200 | 451,700 | 467,300 | 492,900 | | |
| 20 | 294,500 | 314,200 | 347,400 | 398,100 | 427,000 | 455,300 | 471,000 | 496,700 | | |
| 21 | 301,100 | 321,000 | 355,000 | 405,400 | 430,200 | 458,800 | 474,700 | 500,500 | | |
| 22 | 307,300 | 327,700 | 363,000 | 411,400 | 433,300 | 462,400 | 478,400 | | | |
| 23 | 313,800 | 334,100 | 371,000 | 417,400 | 436,600 | 466,000 | | | | |
| 24 | 319,900 | 340,600 | 378,900 | 421,200 | 439,900 | 469,600 | | | | |
| 25 | 325,700 | 347,300 | 386,200 | 424,400 | 442,900 | | | | | |
| 26 | 331,600 | 354,000 | 393,500 | 427,500 | 446,100 | | | | | |
| 27 | 337,500 | 360,300 | 399,500 | 430,700 | | | | | | |
| 28 | 342,600 | 366,000 | 405,500 | 433,900 | | | | | | |
| 29 | 346,300 | 371,000 | 409,300 | 436,900 | | | | | | |
| 30 | 350,200 | 375,500 | 412,500 | 439,900 | | | | | | |
| 31 | 354,200 | 380,200 | 415,600 | | | | | | | |
| 32 | 358,100 | 383,000 | 418,800 | | | | | | | |
| 33 | 360,700 | 385,700 | 422,000 | | | | | | | |
| 34 | | 388,400 | 425,000 | | | | | | | |
| 35 | | 391,000 | 427,900 | | | | | | | |
| 36 | | 393,700 | | | | | | | | |

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表（第三条関係）

イ 教育職給料表(一)

| 職務の級 号 級 | 1 級 給料月額 | 2 級 給料月額 | 3 級 給料月額 | 4 級 給料月額 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 | — | — | 318,900 | 417,400 |
| 2 | 150,400 | 195,100 | 332,900 | 427,600 |
| 3 | 156,900 | 202,100 | 346,500 | 437,500 |
| 4 | 164,200 | 209,500 | 357,000 | 447,400 |
| 5 | 172,300 | 217,100 | 367,400 | 457,200 |
| 6 | 181,500 | 225,100 | 378,000 | 466,500 |
| 7 | 191,600 | 236,400 | 388,100 | 475,700 |
| 8 | 198,400 | 248,300 | 398,100 | 484,600 |
| 9 | 205,400 | 260,400 | 408,000 | 493,900 |
| 10 | 212,200 | 273,300 | 417,500 | 503,200 |
| 11 | 219,500 | 286,400 | 426,700 | 513,500 |
| 12 | 227,100 | 299,800 | 435,800 | 522,900 |
| 13 | 235,500 | 313,800 | 444,500 | 531,600 |
| 14 | 243,400 | 327,700 | 452,600 | 539,200 |
| 15 | 251,400 | 340,700 | 460,600 | 543,800 |
| 16 | 259,600 | 350,900 | 468,500 | |
| 17 | 267,600 | 361,100 | 476,900 | |
| 18 | 275,500 | 371,200 | 485,300 | |
| 19 | 283,300 | 380,800 | 493,500 | |
| 20 | 290,300 | 390,300 | 501,700 | |
| 21 | 297,000 | 399,500 | 509,900 | |
| 22 | 303,300 | 407,700 | 516,900 | |
| 23 | 309,500 | 415,300 | 521,100 | |
| 24 | 315,500 | 422,800 | | |
| 25 | 321,500 | 430,000 | | |
| 26 | 327,400 | 436,700 | | |
| 27 | 333,200 | 442,500 | | |
| 28 | 338,800 | 448,100 | | |
| 29 | 344,100 | 453,200 | | |
| 30 | 348,100 | 457,800 | | |
| 31 | 351,300 | 462,300 | | |
| 32 | 354,400 | 466,700 | | |
| 33 | 357,400 | 469,700 | | |
| 34 | 359,500 | | | |
| 35 | 361,600 | | | |
| 36 | 363,600 | | | |
| 37 | 365,500 | | | |
| 38 | 367,400 | | | |
| 39 | 369,600 | | | |
| 40 | 371,800 | | | |

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

口 教育職給料表(二)

| 職務の級 号 級 | 1 級 給 料 月 額 | 2 級 給 料 月 額 | 3 級 給 料 月 額 | 4 級 給 料 月 額 |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | — | — | 276,800 | 412,300 |
| 2 | 150,400 | 166,400 | 290,700 | 421,400 |
| 3 | 156,900 | 174,800 | 304,800 | 430,200 |
| 4 | 164,200 | 184,000 | 318,900 | 439,000 |
| 5 | 172,300 | 195,100 | 332,900 | 447,500 |
| 6 | 181,500 | 202,100 | 346,500 | 455,600 |
| 7 | 191,600 | 209,500 | 357,000 | 463,600 |
| 8 | 198,400 | 217,100 | 367,400 | 471,100 |
| 9 | 205,300 | 225,100 | 377,800 | 478,400 |
| 10 | 212,000 | 236,400 | 386,900 | 485,300 |
| 11 | 218,900 | 248,300 | 395,600 | 492,600 |
| 12 | 226,000 | 260,400 | 404,100 | 499,900 |
| 13 | 233,700 | 273,300 | 412,400 | 506,600 |
| 14 | 241,200 | 286,400 | 420,400 | 511,900 |
| 15 | 248,400 | 299,800 | 428,300 | 516,000 |
| 16 | 255,500 | 313,800 | 435,900 | |
| 17 | 262,300 | 327,700 | 443,100 | |
| 18 | 268,900 | 340,700 | 450,100 | |
| 19 | 275,500 | 350,900 | 456,900 | |
| 20 | 281,600 | 360,900 | 463,200 | |
| 21 | 287,000 | 370,900 | 468,800 | |
| 22 | 292,100 | 379,400 | 473,700 | |
| 23 | 296,900 | 387,800 | 478,100 | |
| 24 | 301,300 | 395,700 | 481,900 | |
| 25 | 304,800 | 402,900 | 485,100 | |
| 26 | 308,300 | 409,600 | 488,100 | |
| 27 | 311,800 | 415,500 | | |
| 28 | 314,400 | 421,100 | | |
| 29 | 316,300 | 426,400 | | |
| 30 | 318,200 | 431,400 | | |
| 31 | 320,100 | 436,400 | | |
| 32 | 322,000 | 440,700 | | |
| 33 | 323,900 | 445,000 | | |
| 34 | | 449,300 | | |
| 35 | | 453,000 | | |
| 36 | | 455,600 | | |

備考(一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 研究職給料表（第三条関係）

| 職務の級 号 級 | 1 級 給 料 月 額 | 2 級 給 料 月 額 | 3 級 給 料 月 額 | 4 級 給 料 月 額 | 5 級 給 料 月 額 |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 一 | 一 | 261,500 | 304,100 | 350,600 |
| 2 | 137,400 | 187,600 | 275,100 | 318,300 | 363,200 |
| 3 | 141,800 | 197,700 | 288,700 | 332,600 | 375,900 |
| 4 | 147,000 | 206,800 | 302,300 | 346,900 | 388,600 |
| 5 | 153,400 | 216,000 | 316,200 | 358,000 | 401,000 |
| 6 | 161,200 | 225,600 | 330,200 | 368,500 | 414,100 |
| 7 | 169,800 | 237,500 | 344,100 | 378,500 | 427,300 |
| 8 | 178,900 | 249,500 | 354,400 | 388,300 | 441,300 |
| 9 | 187,700 | 261,300 | 364,000 | 397,900 | 455,000 |
| 10 | 195,000 | 271,700 | 372,800 | 407,400 | 468,500 |
| 11 | 202,500 | 282,100 | 380,700 | 416,500 | 482,000 |
| 12 | 210,300 | 292,300 | 387,700 | 425,600 | 495,000 |
| 13 | 218,300 | 299,600 | 394,400 | 434,700 | 507,700 |
| 14 | 226,700 | 306,500 | 400,900 | 443,500 | 519,900 |
| 15 | 235,300 | 313,400 | 407,300 | 451,500 | 531,800 |
| 16 | 243,700 | 320,300 | 413,300 | 459,400 | 543,700 |
| 17 | 250,100 | 327,200 | 418,800 | 467,300 | 555,600 |
| 18 | 256,400 | 334,000 | 423,600 | 475,100 | 566,400 |
| 19 | 262,600 | 340,700 | 428,200 | 482,000 | 574,500 |
| 20 | 268,700 | 347,300 | 432,400 | 488,900 | 581,600 |
| 21 | 274,400 | 353,800 | 436,600 | 494,300 | 587,700 |
| 22 | 279,800 | 358,900 | 440,700 | 499,000 | 593,100 |
| 23 | 285,000 | 363,300 | 444,800 | 503,000 | 597,300 |
| 24 | 290,200 | 366,300 | 448,400 | | |
| 25 | 295,100 | 369,300 | 451,900 | | |
| 26 | 299,000 | 372,300 | | | |
| 27 | 302,800 | 375,300 | | | |
| 28 | 305,800 | 378,300 | | | |
| 29 | 308,400 | 381,300 | | | |
| 30 | 310,600 | | | | |
| 31 | 312,800 | | | | |
| 32 | 315,000 | | | | |

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表（第三条関係）

イ 医療職給料表(一)

| 職務の級 号 級 | 1 級 給料月額 | 2 級 給料月額 | 3 級 給料月額 | 4 級 給料月額 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 一 | 303,200 | 355,500 | 438,600 |
| 2 | 241,000 | 319,800 | 372,800 | 451,900 |
| 3 | 251,200 | 336,400 | 390,000 | 464,300 |
| 4 | 266,700 | 353,200 | 407,200 | 476,500 |
| 5 | 283,100 | 370,100 | 420,300 | 488,300 |
| 6 | 299,400 | 387,200 | 433,700 | 500,000 |
| 7 | 315,200 | 404,300 | 446,700 | 511,200 |
| 8 | 331,000 | 417,300 | 459,000 | 521,900 |
| 9 | 346,300 | 429,000 | 470,900 | 532,600 |
| 10 | 359,500 | 439,900 | 482,100 | 542,800 |
| 11 | 372,600 | 449,800 | 493,100 | 552,900 |
| 12 | 385,400 | 459,200 | 504,000 | 562,300 |
| 13 | 394,900 | 468,500 | 514,300 | 571,200 |
| 14 | 404,000 | 477,600 | 524,500 | 580,100 |
| 15 | 411,600 | 486,700 | 533,500 | 588,800 |
| 16 | 416,400 | 495,600 | 542,500 | 597,500 |
| 17 | 421,100 | 502,100 | 551,400 | 605,700 |
| 18 | 424,000 | 507,500 | 558,500 | 612,400 |
| 19 | | 512,100 | 565,300 | 617,700 |
| 20 | | 515,800 | 570,200 | 622,500 |
| 21 | | 519,600 | 575,100 | |
| 22 | | 523,400 | 579,900 | |
| 23 | | 527,000 | 584,200 | |
| 24 | | 530,600 | 588,500 | |

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

| 職務の級 号 級 | 1 級 給料月額 | 2 級 給料月額 | 3 級 給料月額 | 4 級 給料月額 | 5 級 給料月額 | 6 級 給料月額 | 7 級 給料月額 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | — | — | 210,100 | 234,300 | 271,800 | 314,700 | 351,400 |
| 2 | 141,900 | 180,200 | 217,300 | 242,700 | 281,500 | 325,100 | 363,400 |
| 3 | 147,500 | 186,900 | 225,000 | 251,400 | 291,200 | 335,500 | 375,400 |
| 4 | 154,400 | 193,600 | 233,100 | 260,100 | 301,000 | 345,800 | 387,300 |
| 5 | 161,300 | 200,300 | 241,400 | 268,800 | 310,900 | 356,100 | 399,100 |
| 6 | 169,000 | 207,000 | 249,900 | 277,500 | 320,800 | 366,000 | 410,900 |
| 7 | 176,700 | 213,800 | 258,500 | 286,300 | 330,900 | 375,800 | 423,100 |
| 8 | 183,100 | 220,700 | 267,000 | 295,200 | 340,800 | 385,600 | 435,300 |
| 9 | 189,500 | 227,700 | 275,600 | 304,200 | 350,500 | 395,500 | 447,000 |
| 10 | 194,900 | 235,200 | 284,100 | 313,200 | 360,000 | 405,500 | 457,600 |
| 11 | 200,300 | 242,200 | 292,600 | 322,000 | 369,400 | 415,400 | 467,700 |
| 12 | 205,600 | 249,100 | 300,900 | 330,500 | 378,200 | 424,600 | 476,000 |
| 13 | 210,800 | 255,700 | 309,000 | 338,500 | 387,100 | 433,200 | 482,800 |
| 14 | 215,700 | 262,300 | 316,900 | 346,400 | 395,200 | 439,600 | 489,500 |
| 15 | 220,200 | 268,100 | 324,500 | 353,900 | 401,500 | 445,700 | 496,400 |
| 16 | 224,700 | 273,600 | 331,800 | 360,000 | 407,800 | 449,900 | 500,800 |
| 17 | 229,000 | 278,800 | 338,600 | 365,400 | 412,700 | 453,900 | 505,100 |
| 18 | 233,300 | 284,000 | 344,800 | 370,300 | 417,500 | 457,900 | |
| 19 | 236,800 | 288,700 | 349,000 | 374,000 | 421,500 | 461,700 | |
| 20 | 239,900 | 293,200 | 353,200 | 377,600 | 425,200 | 465,500 | |
| 21 | 242,900 | 296,500 | 356,900 | 381,000 | 428,800 | | |
| 22 | 245,400 | 299,100 | 359,700 | 384,100 | 432,400 | | |
| 23 | 247,300 | 301,500 | 362,500 | 387,000 | 436,000 | | |
| 24 | | 303,400 | 365,000 | 389,500 | | | |
| 25 | | 305,300 | 367,400 | 392,000 | | | |
| 26 | | 307,200 | 369,600 | 394,700 | | | |
| 27 | | 309,200 | 371,800 | 397,500 | | | |
| 28 | | 311,200 | 374,000 | | | | |
| 29 | | | 376,300 | | | | |
| 30 | | | 378,700 | | | | |

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

| 職務の級 号 級 | 1 級 給料月額 | 2 級 給料月額 | 3 級 給料月額 | 4 級 給料月額 | 5 級 給料月額 | 6 級 給料月額 | 7 級 給料月額 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | — | — | 225,800 | 249,200 | 281,200 | 318,700 | 353,500 |
| 2 | 155,300 | 182,700 | 232,900 | 256,700 | 289,900 | 328,500 | 365,500 |
| 3 | 160,900 | 191,300 | 241,300 | 264,300 | 298,600 | 338,800 | 377,500 |
| 4 | 166,900 | 200,700 | 248,800 | 271,900 | 307,300 | 349,400 | 389,500 |
| 5 | 173,200 | 206,600 | 256,300 | 279,500 | 316,200 | 359,800 | 401,400 |
| 6 | 181,600 | 212,700 | 263,800 | 287,500 | 325,000 | 369,700 | 413,800 |
| 7 | 190,200 | 218,800 | 271,300 | 295,500 | 333,700 | 379,600 | 426,300 |
| 8 | 199,000 | 225,500 | 278,800 | 303,600 | 342,200 | 389,500 | 438,100 |
| 9 | 204,200 | 232,600 | 286,400 | 311,800 | 350,000 | 399,500 | 449,600 |
| 10 | 209,500 | 240,500 | 294,200 | 320,000 | 357,800 | 409,700 | 460,600 |
| 11 | 214,900 | 248,000 | 302,000 | 328,000 | 365,600 | 420,100 | 471,200 |
| 12 | 220,500 | 255,500 | 309,800 | 335,700 | 373,300 | 429,800 | 480,700 |
| 13 | 226,300 | 262,900 | 317,300 | 343,000 | 381,100 | 438,700 | 488,900 |
| 14 | 232,400 | 270,400 | 324,600 | 350,200 | 388,800 | 447,600 | 497,000 |
| 15 | 238,300 | 277,800 | 331,800 | 357,300 | 396,500 | 456,500 | 504,900 |
| 16 | 244,100 | 285,200 | 338,500 | 364,200 | 404,000 | 464,700 | 512,200 |
| 17 | 249,900 | 292,600 | 345,100 | 370,900 | 411,100 | 472,800 | 517,100 |
| 18 | 255,600 | 299,900 | 351,300 | 377,400 | 417,300 | 480,700 | 521,400 |
| 19 | 261,400 | 307,000 | 357,400 | 383,700 | 422,200 | 488,000 | 525,400 |
| 20 | 267,000 | 314,100 | 363,500 | 389,600 | 426,600 | 492,900 | |
| 21 | 272,300 | 321,100 | 369,600 | 395,100 | 431,000 | 497,100 | |
| 22 | 277,400 | 327,400 | 375,400 | 400,200 | 435,000 | 500,800 | |
| 23 | 281,700 | 333,500 | 380,700 | 404,200 | 438,500 | | |
| 24 | 286,300 | 339,600 | 385,900 | 407,800 | 441,200 | | |
| 25 | 290,500 | 345,300 | 390,200 | 411,200 | | | |
| 26 | 294,600 | 349,400 | 393,600 | 414,600 | | | |
| 27 | 298,200 | 353,000 | 396,700 | 417,600 | | | |
| 28 | 301,600 | 356,300 | 399,600 | 420,200 | | | |
| 29 | 304,200 | 359,100 | 402,400 | | | | |
| 30 | 306,400 | 361,300 | 405,200 | | | | |
| 31 | 308,300 | 363,500 | 407,700 | | | | |
| 32 | 310,300 | 365,600 | | | | | |
| 33 | 312,400 | 367,600 | | | | | |
| 34 | 314,500 | 369,700 | | | | | |
| 35 | 316,500 | 371,800 | | | | | |
| 36 | 318,400 | 374,100 | | | | | |
| 37 | 320,300 | 376,500 | | | | | |
| 38 | 322,400 | 378,900 | | | | | |
| 39 | 324,400 | | | | | | |
| 40 | 326,500 | | | | | | |
| 41 | 328,500 | | | | | | |

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の二第一項の改正規定は、平成十一年一月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成十年四月一日から適用する。
(最高号給を超える給料月額の切替え等)

3 平成十年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日（附則第七項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「当分の間」を「平成十一年三月三十日までの間」に改める。

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年十二月二十二日

(職員が受けている号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けてい

た号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(施行日から平成十一年三月三十一日までの間における異動者の号給等の調整)

7 施行日から平成十一年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受け取る号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

鳥取県条例第二十七号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例（平成六年三月鳥取県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「五万七千八百円」を「六万二百円」に改める。

第五条第一号中「五万七千八百円」を「六万二百円」に改め、同条第二号イ中「二万五千円」を「一万五千三百円」に改め、同号ロ中「七千二百十円」を「七千三百五十円」に改め、同号ハ中「一万千二百円」を「一万千七百円」に改める。

第九条第一号中「四百八十九円五十銭」を「五百一円九十九銭」に、「二十七万二千四百三十五円」を「三十万八百七十五円」に改め、同条第二号中「三十五円六十四銭」を「二十六円二十九銭」に、「五十一万七千八十五円」を「五十五万二千八百七十円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県条例第二十八号

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「十二月二十五日及び同月二十九日」を「及び十二月二十五日」に改める。

第八条第一号及び別表第一の備考四中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。
別表第二法第二条第四項第一号の営業及びモーテル営業の項第一号及び法第二条第四項第二号及び第四号の営業の項第三号中「米子市皆生」を「米子市皆生温泉三丁目」に改める。

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(風俗営業の営業時間の特例)

第四条 法第十三条第一項の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該事情のある地域として条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

一 一月一日から同月八日まで、八月十四日から同月十七日まで及び十二月二十五日から同月三十一日までの日 鳥取県の区域

二 地域の習俗等からみて特別の事情のある日として公安委員会規則で定める日
当該公安委員会規則で定める地域並びに接待飲食等営業、法第二条第一項第七号のまあじやん屋及び同項第八号の営業につき第三項各号に掲げる地域

2 法第十三条第一項の条例で定める時は、午前一時とする。

3 法第十三条第一項の午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、接待飲食等営業、法第二条第一項第七号のま

あじやん屋及び同項第八号の営業につき次に掲げる地域とする。

一 鳥取市弥生町、末広温泉町、永楽温泉町、吉方温泉一丁目、栄町及び瓦町の区域のうち商業地域

二 米子市角盤町一丁目、角盤町三丁目、朝日町、尾高町、西倉吉町及び東倉吉町

の区域のうち、国道九号、市道米子中央線、市道角盤町三丁目一号線、市道角盤町通り西線、市道尾高町通り線及び市道中町灘町橋線によつて囲まれた区域

第六条第一項第五号、第八条の見出し及び第九条(見出しを含む。)中「風俗関連営業」を「店舗型性風俗特殊営業」に改める。

第十条の見出し中「風俗関連営業」を「店舗型性風俗特殊営業」に改め、同条中「風俗関連営業」を「店舗型性風俗特殊営業」に、「第一条第四項第三号」を「第二条第六項第四号」に、「種類」を「種別」に改める。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の二条を加える。

(性風俗特殊営業の広告制限地)

第十二条 法第二十八条第五項第一号(法第三十一条の三第一項及び第三十二条の八第一項において準用する場合を含む。)の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、別表第一の上欄に掲げる性風俗特殊営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める地域とする。

別表第二中「、第十条」を「、第十二条」に改め、同表法第二条第四項第一号の営業及びモーテル営業の項中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|----------------------------------|--------|
| 法第二条第六項第二号及び第六号の営業並びに同条第七項第一号の営業 | 鳥取県の区域 |
|----------------------------------|--------|

別表第二法第二条第四項第一号及び第四号の営業の項中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第三号」に、「第四号」を「第五号」に、「営業」を「営業、同条第七項第二号の営業並びに映像送信型性風俗特殊営業」に改め、同表法第二条第四項第二号の営業(モーテル営業を除く。)の項中「第二条第四項第三号」を「第二条第六項

第四号」に改め、同表法第二条第四項第五号の営業の項を削り、同表の備考中「第二条第四項第三号」を「第二条第六項第四号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、その他の規定は平成十一年四月一日から施行する。

(鳥取県公衆浴場基準条例の一部改正)

2 鳥取県公衆浴場基準条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のよう改正する。

第一条の二第二項第三号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

(鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部改正)

3 鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例(昭和六十一年十一月鳥取県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表商港区の項第四号中「第四項」を「第六項」に、「風俗関連営業」を「店舗型性風俗特殊営業」に改める。